

地徳寛墓地の石幢

じとくかんぼちのせきどう



文化財愛護シンボルマーク

名称	地徳寛墓地の石幢	時代	室町時代／永享9(1437)年12月24日
別称	地徳寛墓地の永享九年重制六面石幢、地徳寛墓地石幢、石幢	所在地	加古川市志方町細工所803地徳寛墓地
数量	1基	所有者	細工所町内会
寸法	高 153.1cm (宝珠頂から竿下まで) 地上高 144.5cm	指定	兵庫県指定文化財
材質	石造、凝灰岩(竜山石)製	指定分類	建造物
		指定名称	地徳寛墓地石幢
		指定年月日	昭和47(1972)年3月24日



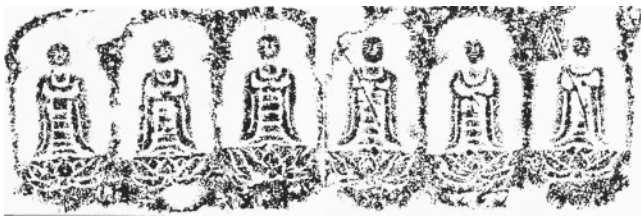
地徳寛墓地の石幢

しかたちょう さいくじょ はず ちゅうどうじさん
 志方町の細工所集落から北東に外れた中道子山の
 せいろうく じとくかん
 西麓に地徳寛墓地があります。この墓地の南からの入
 せきどう
 口付近に、この石幢が建てられています。

石幢は、ほうじゅ かさ とうしん どう
 石幢は、宝珠、笠、六角柱または八角柱の塔身（幢
 しん がん さお
 身）・龕部、竿などからなる石塔のひとつで、日本で
 むろまち
 は室町時代以降に造られることが多いものです。この
 石幢のように、石灯笼の火袋のところを仏龕の形に
 とうろう ひぶくろ ぶつがん
 になったもので六面の幢身のものを、重制六面石幢とい
 います。

この石幢の竿部にはめいぶん えいきょう
 この石幢の竿部には銘文があり、永享9（1437）年
 に造られたことがわかっています。

塔身のじぞう すみ ていねい
 塔身の地蔵像や笠の隅部の表現も丁寧彫られて
 いるこの重制石幢は、製作年代が明らかで、兵庫県下
 の石幢の中では特に重要なものです。



塔身部地蔵菩薩立像拓本

基礎は現存せず、竿は、四隅を面取りし八角形の一
 になった方柱で、上部には經典などを入れるような
 ほうろうこう うが は ぼぞ
 奉籠孔が穿かれ、底には基礎に嵌めるための太い柄が
 あります。

その上には、六角形で下部を複弁六葉蓮華文の請花
 ふくべんろくようれんげもん うけばな
 状に彫り出した中台があり、その上に載る六面の龕部
 ちゆうだい の
 には、二重光背形の輪郭を彫りくぼめ、蓮華座上に立
 にじゅうこうはい りんかく
 つ六体の地蔵菩薩像を半肉彫りしています。死後の六
 ぼさつ ほんにく ぼ
 道から亡者を救済する仏として、墓地の入口などに立
 どう
 つ六地蔵として造られたものとも考えることもできます。

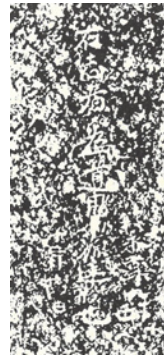
笠は六角形で各隅を蕨手状に造り、宝珠と鉢形の請
 わらびで ほちがた
 花は一石で彫成されています。



地徳寛墓地の石幢全景

各部寸法

竿部	高 55.6cm（現高 47.0cm）	幅 22.6cm
	奉籠孔 径 7.0cm、深さ 4.5cm	
中台部	高 14.0cm、幅（短径）40.0cm	
塔身部	高 33.0cm、幅（短径）27.5cm	
	地蔵菩薩像高 約 18.0cm	
笠部	高 20.5cm、幅（短径）41.3cm	
宝珠・請花部	高 30.0cm、径 19.1cm	
	（宝珠 高 19.0cm、請花 高 11.0cm）	



竿部銘文拓本

右志者為道周如源逆修也
 十二月廿四日
 永享九丁巳

竿部銘文

現在、銘文は摩滅のためほとんど判読できないため、『昭和46年度指定兵庫県文化財調査報告書』（兵庫県教育委員会、1972年）の内容を記しています。

（拓本／『加古川市史第7巻』から転載、文・写真／宮本）

●参考文献

- 『昭和46年度指定兵庫県文化財調査報告書』兵庫県教育委員会（1972年）
- 『加古川市史 第7巻』加古川市（1986年）

●キーワード

志方町細工所、地徳寛墓地、重制六面石幢、永享9年、地蔵菩薩、六地蔵、建造物、彫刻、石仏

●所在地／加古川市志方町細工所 803 地徳寛墓地

●交通／JR宝殿駅北口発神姫バス「北条」行「細工所北口」バス停から東へ徒歩5分
 車は山陽自動車道「加古川北インター」から南へ1.2km